



いじめ防止基本方針



山梨市立山梨北中学校

令和8年3月31日改定

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめほどの子にもどの学校にも起こり得ることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見、対応に組織的に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長又は心身に危険を生じさせる恐れがある。全ての生徒のいじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に継続性を持って推進していく必要がある。

学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むと共にいじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に問題に対処し、さらにその再発防止に努める事が第一である。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」をめざし、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要がある。

いじめ防止対策推進法(平成25年9月28日施行)13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、山梨県いじめ防止等のための方針を受け、山梨北中学校におけるいじめ防止等のための基本的な方針を策定した。なお、令和6年・7年の国および県の方針改訂、並びに『生徒指導提要(改訂版)』の趣旨を踏まえ、いじめの認知から重大事態への対応に至るまで、教職員の主観を排し、学校いじめ対策組織による組織的対応を徹底するものとする。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることがなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団など、当該生徒と何らかの人的関係をさす。「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりする事などを意味する。

個々の行為が『ふざけ合い』や『遊び』に見えるものであっても、当該生徒が心身の苦痛を感じている場合は、すべていじめとして認知する。認知の判断に教職員個人の主観や経験則を介入させてはならない。

一見いじめと見なされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、これらについては速やかに警察と連携して対応する。

特に暴力・恐喝・金品要求・重大なSNS上の権利侵害(誹謗中傷、個人情報 の 拡散、性的画像の送信強要等)については、学校内での解決に固執せず、直ちに所轄警察署へ通報する。

また、ネット上の事案では、証拠となる画像・投稿・メッセージ等を生徒に削除させず、保存を徹底する。必要に応じて、保護者と連携し、証拠保全を優先する。

2 いじめに関する基本的認識

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と共に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分認識し、教職員の主観に頼らず、組織的かつ継続的に対応することが必要である。

- (1)いじめは、人間として決して許されない行為である。
- (2)いじめは、どの生徒にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- (3)いじめは大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4)いじめは、様々な様態がある。
- (5)いじめは、いじめられる側に問題があるという考え方は間違っている。
- (6)いじめは、教職員の生徒に対する指導のあり方が問われる問題である。
- (7)いじめは解消後も注視が必要である。
- (8)いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。保護者に対しては、日頃からいじめの防止に関する理解を深めるとともに、生徒が悩み等を相談しやすい家庭環境づくりに努めるよう働きかける。あわせて、学校が講ずるいじめ防止等の措置への協力を求める。
- (9)いじめは、学校、家庭、社会などの全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

本校の「いじめ防止基本方針」は、年度当初に全教職員で必ず確認し、共通理解のもとで実施する。また、本方針は学校ホームページで公開するとともに、年度当初や入学時に、生徒および保護者へ説明し、理解を得た上で学校全体の取組として推進する。

2 いじめ対策の組織

「いじめ問題」への取り組みを推進するため、以下の「いじめ対策委員会」（＝学校いじめ対策組織）を設置し、この組織を中心として教職員全員で共通理解を図り、学校全体として組織的、総合継続的ないじめ対策を行う。 ※本校では、いじめ防止対策推進法第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を「いじめ対策委員会」と称する。 法第22条に基づき、複数の教職員および心理・福祉等の専門的知識を有する者、その他の関係者により構成される組織を常設し、いじめの防止・早期発見・対応を実効的に行う。

1 「いじめ対策委員会」の構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーを構成員とし、必要に応じスクールソーシャルワーカーや学校医、関係機関の担当者等の協力を得る。いじめ事案の性質に応じて、専門性を有する者を柔軟に加えることができる。

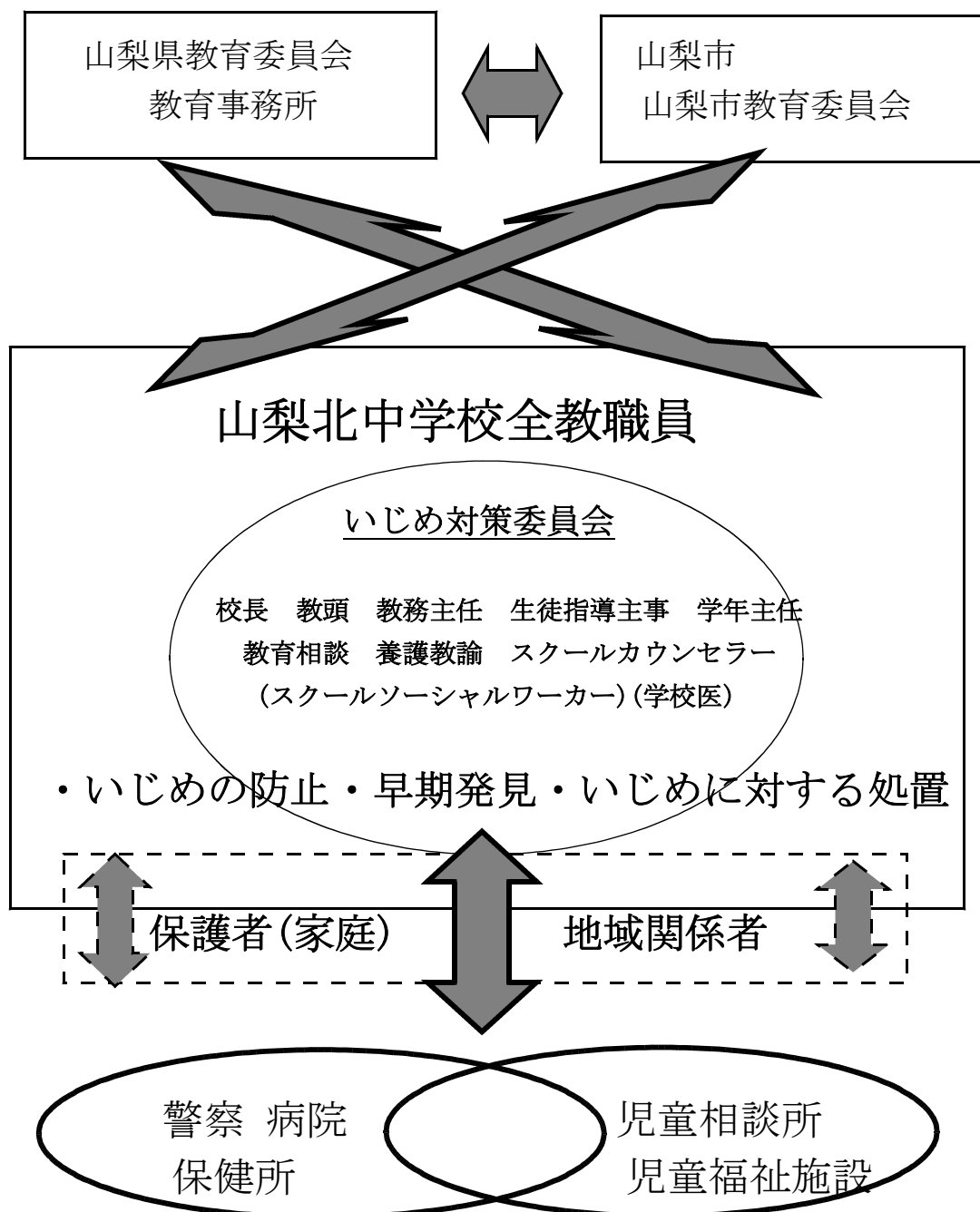
2 いじめ対策委員会の役割

学校及び教職員は、保護者、地域住民、児童相談所、医療機関、警察等の関係機関と連携し、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合には、教職員の主観に頼らず、学校いじめ対策組織が事実確認・判断・対応方針を組織的に決定する。

「いじめ対策委員会」は、年間3回程度の定例会を開催するほか、緊急を要する場合には委員長（校長）の判断により即時に招集する。緊急会議では、初動対応、情報共有、役割分担、被害生徒の安全確保等について迅速に協議し、対応を決定する。

会議内容は速やかに全教職員へ共有し、組織として一貫した対応を行う。

いじめ対策委員会は、年間計画の作成・実施・検証・改善を継続的に行い、PDCAサイクルに基づいて取組の実効性を高める役割を担う。



3 未然防止の取り組み

①いじめの防止

いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こり得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせない未然防止に取り組む。

未然防止の基本は、生徒が安心して自己を表現し、心の通い合うコミュニケーション能力を育み、授業・行事・部活動等に主体的に参加できる環境を整えることである。学校の教育活動全体を通じ、「いじめは決して許されない」という価値観を育て、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合う態度を育成する。

本校では、「互いに学び合い、高め合う生徒」をめざし、授業や行事、委員会活動などあらゆる場面で、生徒同士が支え合い、安心して挑戦できる学級・学校づくりを重視している。

また、教職員は主観に頼らず、組織的な視点で生徒の変化を捉え、いじめの芽を早期に察知する。生徒には、傍観者とならず、いじめを止める行動や、学校いじめ対策組織への報告の重要性を理解させる。

さらに、集団の一員としての自覚や自信を育むことで、互いに認め合える学級・学校づくりを推進する。教職員は、自らの言動が生徒に与える影響を自覚し、いじめのきっかけとなる不適切な言動を避け、手本となる姿勢を示す。

また、部活動休養日の設定や校務の効率化を図り、教職員が生徒の相談に応じる時間を確保する。生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論できるよう、実践的な学習を行う。その際、人権を守ることの重要性や、いじめが法的にどのように扱われるかを学ぶ機会を設ける。

発達障害を含む障害のある生徒、外国につながる生徒、性的指向・性自認に関する課題を抱える生徒、被災や避難の経験を持つ生徒など、多様な背景を持つ生徒の特性を踏まえ、適切な支援を行う。保護者との連携を図るとともに、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

4 早期発見の取り組み

①早期発見

いじめは、大人の目に触れにくい場所や時間で行われることが多く、遊びやふざけ合いに見える行為の中に陰湿ないじめが潜む場合もある。全ての教職員が連携し、生徒の小さな変化を見逃さない姿勢を持つことが重要である。日常的に、生徒の表情・言動・交友関係の変化を組織的に共有し、生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。特に、定期的な教育相談やアンケートのみに依存せず、日常の観察・対話・情報共有を重視した早期発見体制を構築する。

②早期発見のための手立て

【生徒から得られる情報】・本人からの相談 / ・友人からの相談 / ・生活ノート等の日常的な記録 / ・アンケート調査（年3回） / ・三者懇談（年2回） / ・教育相談月間（11月）

【教職員が把握する情報】・日々の観察（表情・言動・交友関係の変化） / ・教職員間の情報共有 / ・保健室利用の状況把握 / ・運営会議・職員会議・学年会議での共有

【保護者から得られる情報】・保護者からの相談・連絡 / ・家庭での様子に関する情報提供

【地域・関係機関から得られる情報】・地域住民からの情報 / ・児童相談所・医療機関・福祉機関等からの情報 / ・その他関係機関との連携による情報

※これらの情報は、速やかに学校いじめ対策組織へ報告し、組織的に判断する。

学校が設置する相談窓口、電話相談、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による相談体制については、生徒・保護者に対して定期的に広く周知し、誰もが相談しやすい環境を整える。

③インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対策

ア SNS等の匿名性や拡散性により、被害が学校・家庭・地域に広がる可能性があることを踏まえ、適切な対策を講じる。

イ インターネット上のいじめが、名誉毀損・侮辱・プライバシー侵害等の法的責任を問われる行為であることを理解させるため、情報モラル教育を充実させる。

ウ 不適切な投稿や書き込みの実態把握に努め、必要に応じて関係機関と連携する。

エ ネット上の事案では、証拠となる画像・投稿・メッセージ等を生徒に削除させず、保護者と連携して証拠保全を徹底する。

5 いじめへの対処

①基本的な指導方針

いじめを発見し、又は相談・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応につなげなければならない。特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、組織に報告を行わないことは、「いじめ防止対策推進法」の規定に違反し得るものであることを全教職員で共通理解する。

また、対応にあたっては事実関係を適切に記録し、組織的に方針を決定して、いじめを受けた生徒を徹底して守り通す。加害生徒に対しては人格を尊重しつつも毅然とした指導を行う。指導にあたっては、謝罪のみで安易に解決とせず、社会性・道徳性の育成や人格の成長を重視する。これらの対応は、教職員の共通理解のもと、保護者・関係機関・専門機関と連携して行う。

いじめの「解消」判断は、教職員の主観に頼らず、学校いじめ対策組織が組織的に行う。

ア いじめに係る行為が止んでいること

心理的・物理的な影響を与える行為（SNS等を含む）が停止し、その状態が相当期間継続していることを確認する。期間の目安は「3か月」とするが、被害の重大性に応じて延長することができる。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

面談等により、被害生徒および保護者が心身の苦痛を感じていないことを確認する。

いじめが解消に至るまでは、学校はいじめを受けた生徒を徹底して守り、安全・安心を確保する責任を負う。学校いじめ対策組織は、支援内容・情報共有・役割分担を含む対処プランを策定し、継続的に実行する。

「解消」後も再発の可能性を踏まえ、被害生徒・加害生徒の状況を継続して注視する。

② いじめの発見と通報を受けたときの対応（警察との連携）

1. いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと判断される場合は、速やかに市教育委員会と協議し、所轄警察署と連携して対応する。
2. 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。
3. 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育的な配慮や被害児童生徒等の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を講じる。
4. 警察に相談・通報すべき事案については、あらかじめ「いじめ対策委員会」において、警察への連絡が被害児童生徒等の保護、さらにはいじめの再発防止につながることを共通理解しておくものとする。

【警察に相談・通報すべき事案の例】

いじめの態様	該当し得る罪名
激しい打撃、蹴る、火傷を負わせる	傷害罪・暴行罪
集団で取り囲んで暴行を加える	現場助勢罪
「殺す」「殴る」等の言葉で脅す	脅迫罪
刃物等の危険物を突きつける	暴力行為等処罰法違反
金品を差し出させる、カツアゲをする	恐喝罪・強盗罪
持ち物を隠す、壊す、落書きをする	器物損壊罪
嫌がる性的な行為を強要する	不同意性交等罪・不同意わいせつ罪
ネット上で誹謗中傷し、名誉を傷つける	名誉毀損罪・侮辱罪
執拗に付きまとう、監視していると告げる	ストーカー規制法違反

- ③いじめられた生徒又はいじめを知らせてきた生徒、保護者への支援
被害生徒の安全を最優先に確保し、心身のケアを含む支援を迅速に行う。
保護者と連携し、安心して学校生活を送れる環境を整える。
- ④いじめた生徒への指導と保護者への助言
いじめはどのような理由でも許されないことを明確に伝え、教育的な指導を行う。
保護者に対しても、家庭での指導や支援の必要性を助言する。
- ⑤いじめが起きた集団への働きかけ
QI調査等の客観的資料を活用し、学級・学年の状況を把握した上で、集団への指導を行う。
学級経営の改善や人間関係づくりを組織的に進める。
- ⑥ネット上のいじめ
SNS等を利用したいじめや誹謗中傷について、日頃から情報モラル教育を充実させる。
ネット上の事案では、証拠となる投稿・画像・メッセージ等を生徒に削除させず、保護者と連携して証拠保全を徹底する。

6 重大事態の対処

重大事態の定義と基本方針

いじめの重大事態については、国および山梨県のいじめ防止方針、並びに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（改訂版）」に基づき、迅速かつ適切に対応する。

重大事態とは、

- ア 生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - イ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
 - ウ 生徒または保護者から重大事態に至ったとの申立てがあった場合
- のいずれかに該当するものである。

(1) 重大事態の発生と調査

①調査を要する重大事態の例

- ・自殺企図、重大な負傷、精神疾患の発症、金品等の重大な被害
- ・年間30日以上欠席、または連続欠席が続く場合
- ・生徒・保護者からの重大事態申立て

※申立てがあった場合、学校の主観で「重大ではない」と判断してはならない。

②調査を行う組織

調査は、学校いじめ対策組織または教育委員会が設置する第三者機関により行う。
調査組織は平素から設置し、重大事態発生後に急遽立ち上げることをないようにする。

③重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は速やかに教育委員会を通じて設置者へ報告する。

④事実関係を明確にするための調査

ア 被害生徒からの聞き取りが可能な場合

- ・丁寧な傾聴を行い、関係者への聞き取り・質問紙調査等により事実関係を確認する。
- ・加害生徒への指導を行い、保護者へ事実を説明する。
- ・被害生徒には、SC等による継続的支援体制を整える。

イ 被害生徒からの聞き取りが不可能な場合

- ・保護者の意見・要望を十分に聴取し、調査の進め方を説明する。

(2) 重大事態への対応のフォロー

- ・調査組織の設置
- ・事実関係の調査
- ・被害生徒・保護者への情報提供
- ・調査結果の報告、及び、調査結果に基づく必要な措置の実施

(3) 自殺事案への対応

- ・背景調査を実施し、再発防止策を講じる。
- ・遺族の意向に十分配慮しながら進める。
- ・「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」を参考とする。

(4) 調査を行う組織の第三者性

- ・弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家（SC・SSW等）など、利害関係のない第三者を含め、公平性・中立性を確保する。

※調査結果を踏まえ、学校全体で再発防止策を策定し、継続的に実施する。

重大事態の調査にあたっては、山梨県の方針や文部科学省の最新ガイドライン（チェックリスト含む）を参考にし、調査の漏れや偏りが無いよう留意する。また、発生時の対応については、市版の「重大事態発生時の対応フロー図」を参考に、迅速かつ組織的な対応を徹底する。

7 その他の留意事項

1 組織的な指導体制

いじめの防止・早期発見・対応にあたっては、特定の教職員に依存せず、学校いじめ対策組織を中心とした組織的な指導体制を確立する。

全教職員が共通理解を持ち、情報共有を徹底し、一貫した対応を行う。

2 校内研修の充実

いじめ防止、教育相談、情報モラル、発達理解、危機対応等に関する校内研修を計画的に実施し、教職員の専門性向上を図る。特に、いじめの認知・判断において教職員の主観を排し、客観的・組織的に対応するための研修を充実させる。

3 校務の効率化

教職員が生徒理解や相談対応に十分な時間を確保できるよう、校務の効率化を進める。ICTの活用、会議の精選、部活動の適切な運営等により、教職員の負担軽減を図る。

4 学校評価の活用

学校評価においていじめ防止・早期発見・対応に関する取組状況を点検し、改善に生かす。保護者・地域の意見も踏まえ、学校全体の取組を継続的に見直す。

5 地域、家庭、関係機関との連携

いじめの未然防止・早期発見・対応において、家庭、地域、児童相談所、医療機関、警察、福祉機関等と連携し、必要な支援を行う。

特に、ネット上のいじめや重大事態が疑われる場合には、関係機関と速やかに情報共有し、適切な対応を図る。

8 いじめ防止指導計画

本校では、いじめの未然防止・早期発見・適切な対応を組織的に進めるため、年間を通じた「いじめ防止指導計画」を策定し、計画的に取り組む。

この計画は、学校いじめ対策組織を中心に、教職員全員が共通理解のもとで実施し、必要に応じて見直しを行う。

1 年間の主な取組

- ・いじめ対策委員会（年3回）
- ・保護者啓発（年数回）
- ・QU調査（年2回）
- ・いじめアンケート（年3回）
- ・三者懇談（年3回）
- ・教育相談強調月間（11月）
- ・情報モラル教育（携帯教室等）
- ・長期休業前後の指導
- ・教職員研修（情報モラル、危機対応、生徒理解等）

2 緊急時の対応

いじめが発生した場合、定例の計画にかかわらず、速やかに学校いじめ対策組織を招集し、緊急対策会議を開催する。

初動対応、情報共有、役割分担、被害生徒の安全確保等について迅速に協議し、対応を決定する。

3 通年で取り組む事項

- ・学級づくり、人間関係づくり
- ・日常の観察・情報共有
- ・保護者・地域との連携
- ・ネットトラブルの予防指導
- ・生徒が相談しやすい環境づくり

4 計画の評価と改善

年度末にいじめ防止に関する取組状況を学校評価により点検し、次年度の計画に反映する。必要に応じて年度途中でも見直しを行い、実効性の高い取組を継続する。

※いじめ防止指導計画（年間実施計画[4月～9月]）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	いじめ対策委員会	保護者啓発		保護者啓発	教職員研修	いじめ対策委員会
	→ →	→	いじめ発生時に緊急対策会議開催			→
防止対策	学級づくり、人間関係づくり					→ →
			Q U 調査	携帯教室 夏休み指導		
早期発見	三者懇談		いじめアンケート	三者懇談		

※いじめ防止指導計画（年間実施計画[10月～3月]）

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議				保護者 啓発		いじめ 対策委員会
	→ →	→	いじめ発生時に緊急対策会議開催			→
防止 対策	→	学級づくり、人間関係づくり				→ →
		Q U 調 査	冬休み 指導			
早期 発見	いじめ アンケート	教育相談 強調月間	三 者 懇 談			

関係法令(抜粋)

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

(基本理念)

- 第三条 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

- 第二十三條 1 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

学校におけるいじめ問題へのとりくみについて チェックリスト

いじめの問題への取組について

山梨北中学校教職員用

(指導体制について)

- (1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践にあたっているか。
- (2) いじめの実態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などで取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- (3) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり事実を隠したりすることなく、学校全体で組織的に対応する体制が確立しているか。

(教育指導について)

- (4) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を重んずる指導の充実に努めているか。特に「いじめは絶対許されない行為」との強い認識に立って指導に当たっているか。
- (5) 校長をはじめ学校全体として、各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導しようとしてつとめているか。
- (6) 道徳や特活などにおいて、いじめの問題を取り上げ指導が行われているか。
- (7) 教科指導に限らず、学校行事や部活動などの教育活動の場面に於いて、いじめの問題を取り上げ指導が行われているか。
- (8) 学級活動や生徒会活動などを通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を重んずる指導が行われているか。
- (9) 生徒に幅広い体験を積ませたり、キャリア教育などを通じて社会性を育ていじめに対して抑止力を育てる指導が行われているか。
- (10) 教職員の言動が、生徒を傷つけたりいじめを容認する事がないよう、細心の注意を払っているか。
- (11) いじめを行う生徒に対して、家庭に対する十分な助言の他、出席停止や警察等の関係機関の連携を推進し、毅然とした対応を行うこととしているか。
- (12) いじめられた生徒に対して、心のケアや様々な弾力的措置を取り、いじめられた者を守り通すための処置をとっているか。
- (13) いじめが解決したと思われる状態でも、継続的な注意を払い、折に触れ必要な指導をしているか。

(早期発見・早期対応について)

- (14) 教師は生徒の生活実態について、例えば聞き取りやアンケートなどを行い、早期発見することに努力しているか。
- (15) 教師は生徒の生活実態について、聞き取りやアンケートのみに限らず、信頼関係の構築に努力し、生活ノートなどの身近なものや密着した生活の変化から、早期発見することに努力しているか。
- (16) いじめの把握にあたって、養護教諭やスクールカウンセラーなどの専門性をもった職員との連携が図られているか。
- (17) いじめに対する訴えがあった場合、関係者から詳細な聞き取りを速やかかつ正確に行い、事実を隠蔽することなく的確に対応しているか。
- (18) いじめの問題解決に向け、教育委員会や警察、病院との連絡を密にし、関係機関との連携が保たれているか。
- (19) 生徒の日常生活において、スクールカウンセラーや養護教諭、教育相談らによる相談体制が、生徒のみならず保護者にも整備されているか。
- (20) 相談可能な外部機関を、保護者や生徒に周知しているか。
- (21) 個人情報の取り扱いは、校内のガイドラインに従って対応に処理されているか。

(家庭・地域・学校との連携について)

- (22) 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を公表し、保護者や地域住民の理解が得られるよう努めているか。
- (23) 家庭や地域に対していじめ問題の重要性を発信するとともに、家庭訪問や学級通信を通じて、家庭と密な連携を図っているか。
- (24) いじめが起きた場合、学校として家庭との連携をさらに密に行い、解決に十分な対応を行っているか。また、学校のみで解決することに固執しているような状況にないか。
- (25) P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向け地域ぐるみの機運作りに対策を進めているか。

生徒の様子からみるいじめ観察 チェックリスト

生徒観察

山梨北中学校担任用

(休み時間)

- 教室や図書室等で一人ぼつんとしている。
- 一人で廊下や職員室廊下周辺でウロウロしている。
- 友達と居る様子が暗く、おどおどした様子で友達についていく。
- 急に交友関係が変わる。
- 理由もなく服が汚れていたり、ボタンがとれたりしている。
- 保健室に行く回数が増える。

(放課後及び休み時間)

- 登下校の時間が不規則になる。
- みんなの持ち物を持たされていたり、靴やそのほかの持ち物が紛失する。

(教室での様子)

- 特定の生徒の作品や机、いすが放置されたりする。
- 特定生徒の持ち物が紛失したり、ロッカーが荒らされたりする。
- 携帯電話やライン等で、特定の生徒の悪口が流され孤立する。

(授業時間・学級活動の時間)

- 遅刻、早退、欠席が多くなる。
- 特定の生徒が指名されるとニヤニヤする生徒がいたり、聞こえているにもかかわらず、「聞こえません」という生徒がいたり、学級全体が落ち着かなくなる。
- 班活動や清掃などで特定の生徒が外れていたり、押しつけられる状況が出てくる。
- 特定の生徒の持ち物や机に触れることを嫌がったり、配布物が渡らない事が出てくる。

(部活動や委員会の時間)

- 活動の準備や片付けが押しつけられる。
- 声が小さいとか、足が遅いなど非難される。
- 部活動や委員会活動に遅刻、早退、欠席が多くなり、孤立状態になる。

(清掃時間)

- 特定の生徒の机やいすを、ふざけながら蹴ったりたたき行為がある。
- 特定の生徒だけ孤立して掃除していたり、皆が嫌がる清掃ばかりをしている。

(給食時間)

- 特定生徒の給食の盛りつけをしない。または、わざと多く盛りつける。
- 特定の生徒の盛りつけを嫌い、机をつけて給食を食べようとしない。